

滋賀労働局発表

令和6年1月29日（月）

担 課 長 補 佐 近 藤 健 治 当 外 国 人 雇 用 対 策 担 当 官 豊 嶋 博 文 (電話) 077-526-8686	滋賀労働局職業安定部職業対策課
	課長 矢尾 忠之
	課長補佐 近藤 健治

## 外国人雇用事業所数、外国人労働者数 ともに過去最高を更新

～「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（令和5年10月末時点）～

滋賀労働局（局長 小島 裕）では、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づく県内事業所の外国人雇用状況の届出状況（令和5年10月末時点）を取りまとめましたので、公表します。

### 【ポイント】

1. 外国人を雇用する事業所数は2,752事業所で、前年比176事業所（6.8%）増加した。11年連続の増加で、過去最高となった。【図1】
2. 外国人労働者数は24,791人で、前年比1,695人（7.3%）増加し、3年連続の増加で、過去最高となった。【図1】
3. 国籍別では、ベトナムが7,031人と最も多く、外国人労働者数全体の28.4%を占め、次いで、ブラジル6,957人 28.1%、フィリピン2,565人 10.3%の順となっている。【図2、別表2、別表4】
4. 在留資格別では、「身分に基づく在留資格」が11,718人と最も多く、外国人労働者数全体の47.3%を占め、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格」が6,060人 24.4%、「技能実習」が5,268人 21.2%の順となっている。【図3、別表2、別表4】
5. 外国人を雇用する事業所の産業別の状況は、「製造業」が985事業所と最も多く、全体の35.8%を占めている。規模別では、「30人未満」規模の事業所数が1,472事業所で全体の53.5%を占めている。【図4、図5、別表1、別表2、別表3】
6. 外国人労働者数の産業別の就労状況は、「製造業」の事業所の労働者数が11,453人と最も多く、全体の46.2%を占めている。規模別の就労状況は、「100～499人」規模の事業所の労働者数が7,892人と最も多く、全体の31.8%を占めている。【図6、図7、別表1、別表3】

## I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言などを行っています。

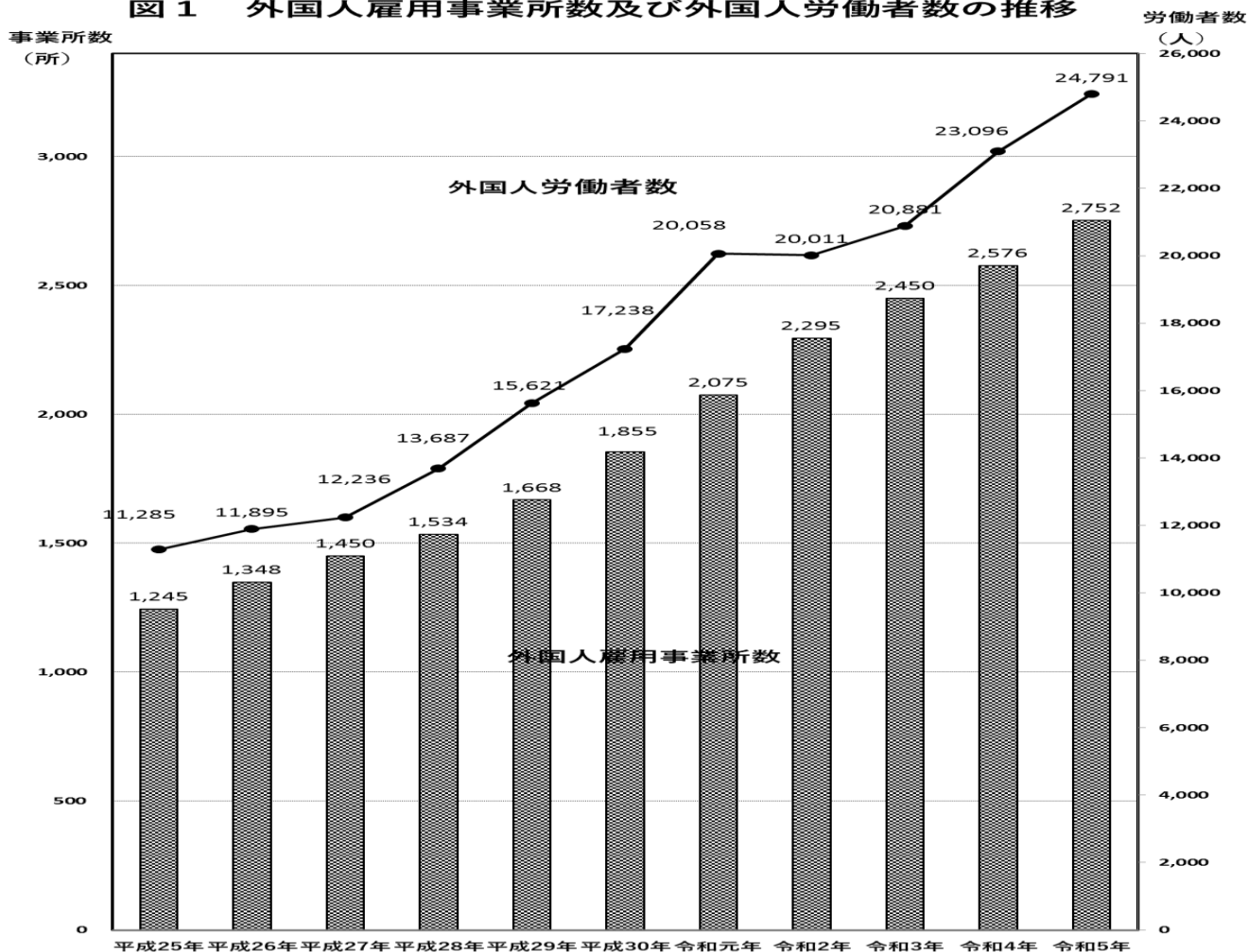
なお、届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、今回公表の数値は、令和5年10月末時点の届出件数を集計したものです。

## II 届出状況のまとめ

### 1 外国人を雇用する事業所及び外国人労働者の状況【図1、別表1、別表2】

- 令和5年10月末時点で、外国人を雇用する事業所数は2,752事業所、外国人労働者数は24,791人で、前年同期の2,576事業所、23,096人に比べ、176事業所（6.8%）、1,695人（7.3%）増加している。また、外国人を雇用する事業所数及び外国人労働者数ともに、届出が義務化された平成19年以降、過去最高を更新した。
- このうち、労働者派遣・請負事業を行っている事業所は447事業所で、当該事業で雇用される外国人労働者数は10,274人となり、外国人を雇用する事業所数全体の16.2%、外国人労働者数全体の41.4%を占め、前年同期に比べ4事業所（0.9%）、183人（1.8%）減少している。

図1 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

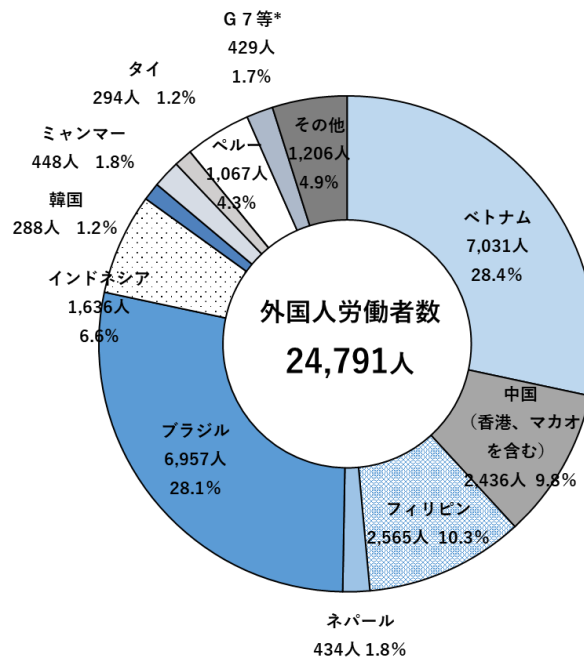


## 2 国籍別・在留資格別の外国人労働者の状況【図2、図3、別表2、別表4、別表5】

(1) 国籍別にみると、ベトナムが7,031人と最も多く、外国人労働者数全体の28.4%を占め、次いで、ブラジルが6,957人 28.1%、フィリピンが2,565人 10.3%の順となっている。

対前年増加率が高い主な3か国をみると、タイが127人 76.0%、インドネシアが583人 55.4%、ミャンマーが93人 26.2%、それぞれ増加している。

図2 国籍別外国人労働者数の割合



(2) 在留資格別にみると、「身分に基づく在留資格<sup>\*1</sup>」が11,718人と最も多く、外国人労働者数全体の47.3%を占め、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格<sup>\*2</sup>」が6,060人 24.4%、「技能実習」が5,268人 21.2%の順となっている。

前年比では「専門的・技術的分野の在留資格」が1,237人 (25.6%) 増加、「特定活動<sup>\*3</sup>」が38人 (6.7%) 減少、「技能実習」が935人 (21.6%) 増加、「資格外活動」が157人 (14.8%) 増加、「身分に基づく在留資格」が596人 (4.8%) 減少となっている。

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、「特定技能」の外国人労働者数は1,571人<sup>\*4</sup>で、前年比748人 (90.9%) 増加した。

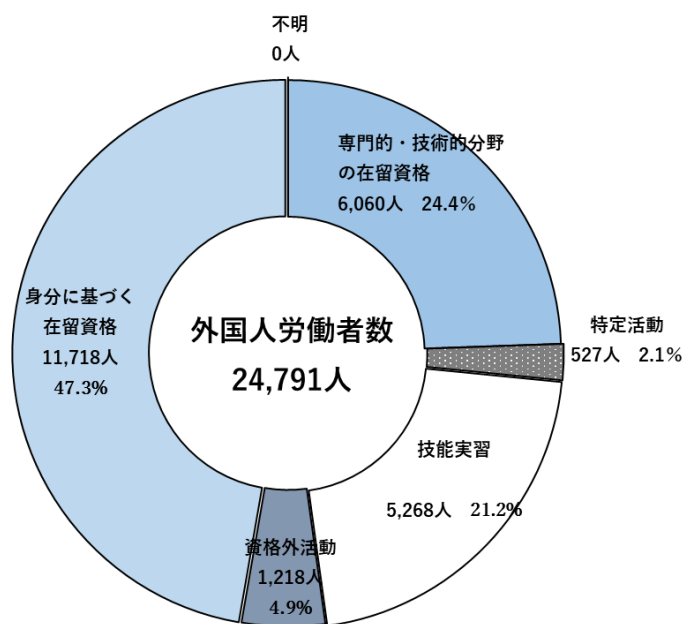
\*1 「身分に基づく在留資格」には「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が含まれる。

\*2 「専門的・技術的分野の在留資格」には「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が該当する。

\*3 在留資格「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

\*4 在留資格が「技能実習」から「特定技能」へ移行しても、離職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の提出が義務づけられていないことに留意が必要。

図3 在留資格別外国人労働者数の割合



(3) 国籍別・在留資格別にみると、ベトナムでは「専門的・技術分野の在留資格」が53.6%最も高く、次いで「技能実習」が36.1%となっている。

ブラジル、ペルー、フィリピン、韓国では「身分に基づく在留資格」が最も高く、それぞれ99.6%、99.9%、68.9%、58.7%となっている。

中国では「身分に基づく在留資格」が35.1%、次いで「技能実習」が26.3%となっている。

タイでは「専門的・技術分野の在留資格」が46.6%、インドネシアでは「技能実習」が71.4%、ミャンマーについても「技能実習」が41.7%と、それぞれ最も高くなっている。

G7等\*<sup>5</sup>では「専門的・技術分野の在留資格」が最も高く64.8%となっている。

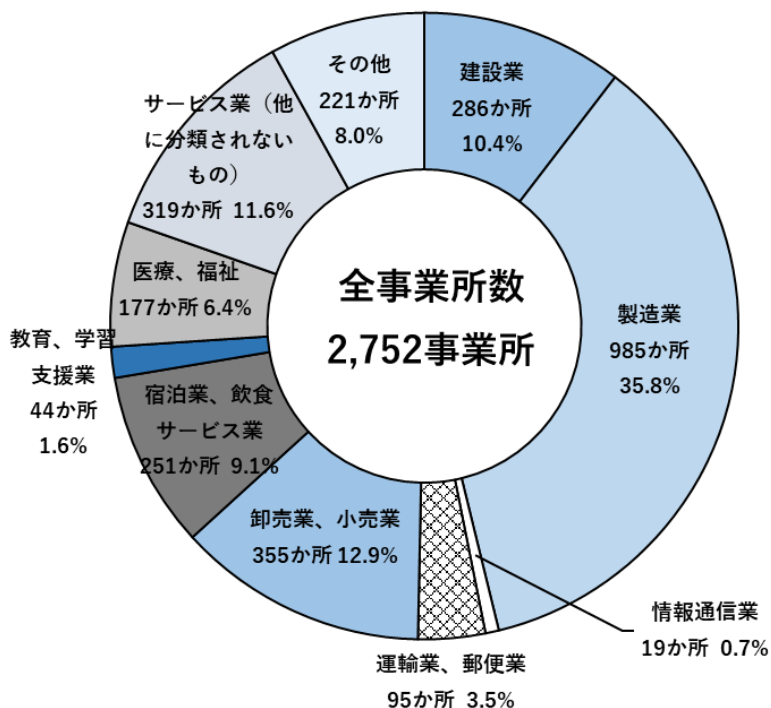
### 3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の状況【図4、図5、別表1、別表2、別表3】

(1) 産業別にみると、「製造業」が985事業所と最も多く、全体の35.8%を占め、次いで、「卸売業，小売業」が355事業所 12.9%、「サービス業（他に分類されないもの）\*<sup>6</sup>」が319事業所 11.6%となっている。

\*5 G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

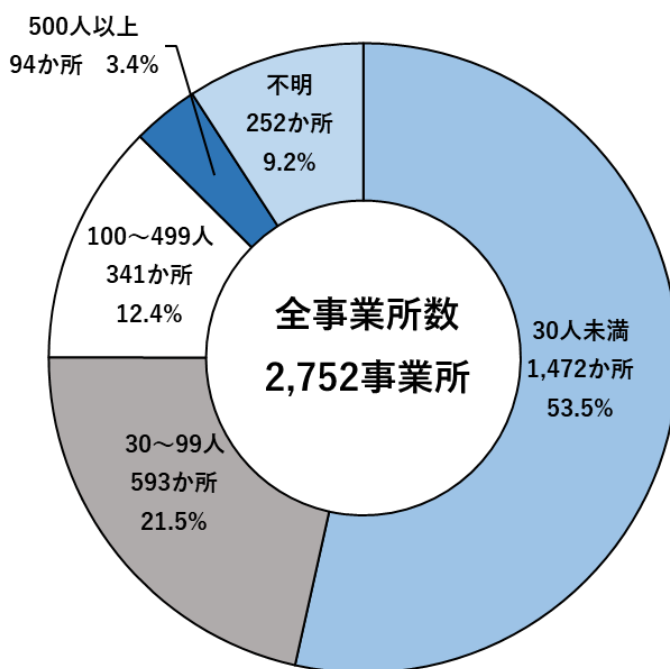
\*6 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれる。

図4 産業別外国人雇用事業所数の割合



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が1,472事業所と最も多く、全体の53.5%を占め、次いで、「30～99人」規模が593事業所 21.5%、「100～499人」規模が341事業所 12.4%となっている。

図5 事業所規模別外国人雇用事業所数の割合

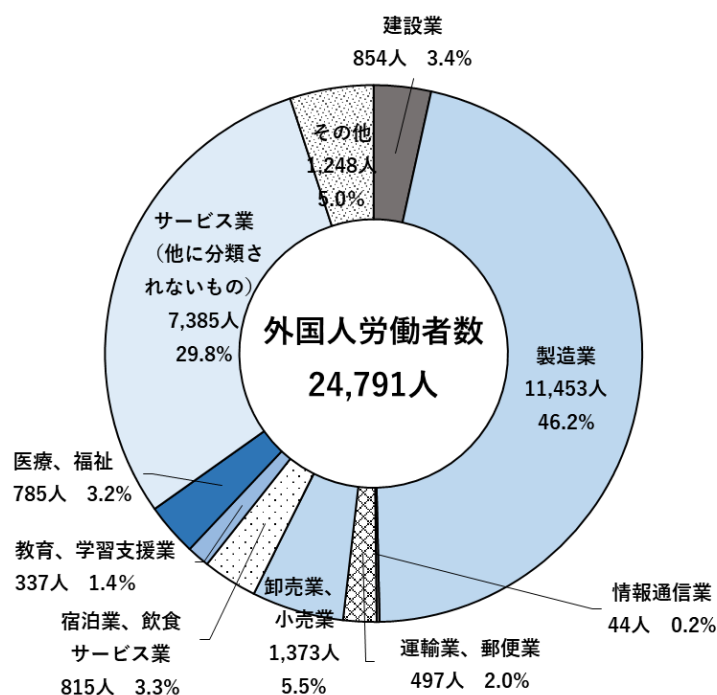


#### 4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の状況【図6、図7、別表1、別表3】

(1) 産業別にみると、「製造業」が11,453人 46.2%、次いで、「サービス業（他に分類されないもの）」が7,385人 29.8%となっており、当該2業種で外国人労働者数全体の76.0%を占めている。

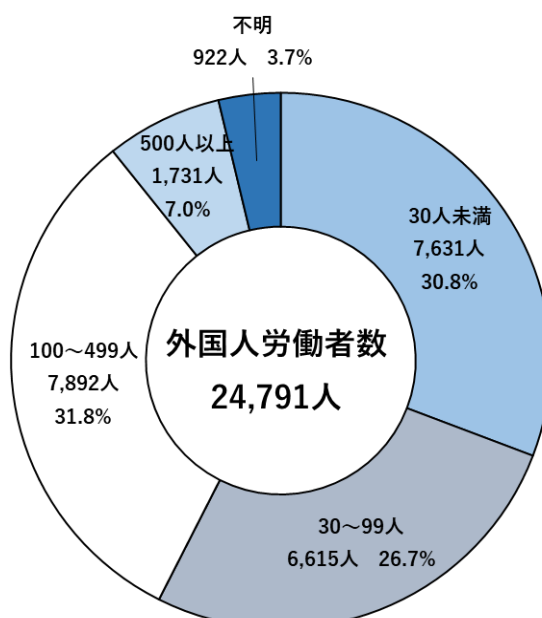
また、「製造業」の外国人労働者数の26.7%にあたる3,054人が、「サービス業（他に分類されないもの）」の外国人労働者数の88.4%にあたる6,530人が、労働者派遣・請負事業を行っている事業所において就労している。

図6 産業別外国人労働者数の割合



(2) 事業所規模別の外国人労働者数をみると、「100～499人」規模の事業所に就労する者の割合が31.8%と最も高く、次いで、「30人未満」規模が30.8%、「30～99人」規模が26.7%の順となっている。

図7 事業所規模別外国人労働者数の割合



[別表1] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（滋賀労働局）

令和5年10月末時点

(単位：所、人)

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注3)		
全産業計	2,752	447	[16.2%]	100.0%	24,791	10,274	[41.4%]	100.0%
A 農業、林業	50	4	[8.0%]	1.8%	221	6	[2.7%]	0.9%
うち 農業	46	4	[8.7%]	1.7%	211	6	[2.8%]	0.9%
B 漁業	0	0	[0.0%]	0.0%	0	0	[0.0%]	0.0%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	4	1	[25.0%]	0.1%	11	1	[9.1%]	0.0%
D 建設業	286	17	[5.9%]	10.4%	854	44	[5.2%]	3.4%
E 製造業	985	163	[16.5%]	35.8%	11,453	3,054	[26.7%]	46.2%
うち 食料品製造業	68	6	[8.8%]	2.5%	1,658	227	[13.7%]	6.7%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	6	1	[16.7%]	0.2%	19	5	[26.3%]	0.1%
うち 繊維工業	70	7	[10.0%]	2.5%	704	311	[44.2%]	2.8%
うち 金属製品製造業	144	21	[14.6%]	5.2%	1,012	200	[19.8%]	4.1%
うち 生産用機械器具製造業	74	10	[13.5%]	2.7%	871	209	[24.0%]	3.5%
うち 電気機械器具製造業	120	35	[29.2%]	4.4%	1,796	1,043	[58.1%]	7.2%
うち 輸送用機械器具製造業	63	17	[27.0%]	2.3%	1,168	125	[10.7%]	4.7%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	[0.0%]	0.0%	0	0	[0.0%]	0.0%
G 情報通信業	19	7	[36.8%]	0.7%	44	20	[45.5%]	0.2%
H 運輸業、郵便業	95	10	[10.5%]	3.5%	497	28	[5.6%]	2.0%
I 卸売業、小売業	355	10	[2.8%]	12.9%	1,373	40	[2.9%]	5.5%
J 金融業、保険業	7	2	[28.6%]	0.3%	22	6	[27.3%]	0.1%
K 不動産業、物品賃貸業	16	0	[0.0%]	0.6%	36	0	[0.0%]	0.1%
L 学術研究、専門・技術サービス業	43	17	[39.5%]	1.6%	248	193	[77.8%]	1.0%
M 宿泊業、飲食サービス業	251	7	[2.8%]	9.1%	815	10	[1.2%]	3.3%
うち 宿泊業	34	1	[2.9%]	1.2%	160	4	[2.5%]	0.6%
うち 飲食店	215	6	[2.8%]	7.8%	653	6	[0.9%]	2.6%
N 生活関連サービス業、娯楽業	47	0	[0.0%]	1.7%	210	0	[0.0%]	0.8%
O 教育、学習支援業	44	4	[9.1%]	1.6%	337	41	[12.2%]	1.4%
P 医療、福祉	177	9	[5.1%]	6.4%	785	45	[5.7%]	3.2%
うち 医療業	42	1	[2.4%]	1.5%	207	2	[1.0%]	0.8%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	135	8	[5.9%]	4.9%	578	43	[7.4%]	2.3%
Q 複合サービス事業	18	3	[16.7%]	0.7%	38	6	[15.8%]	0.2%
R サービス業（他に分類されないもの）	319	183	[57.4%]	11.6%	7,385	6,530	[88.4%]	29.8%
うち 自動車整備業	24	0	[0.0%]	0.9%	84	0	[0.0%]	0.3%
うち 職業紹介・労働者派遣業	130	114	[87.7%]	4.7%	4,282	3,971	[92.7%]	17.3%
うち その他の事業サービス業	108	62	[57.4%]	3.9%	2,761	2,429	[88.0%]	11.1%
S 公務（他に分類されるものを除く）	26	5	[19.2%]	0.9%	284	91	[32.0%]	1.1%
T 分類不能の産業	10	5	[50.0%]	0.4%	178	159	[89.3%]	0.7%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該産業の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「産業別構成比」欄は、事業所総数（全産業計）及び外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表2]産業別・規模別外国人雇用事業所数及び国籍別・在留資格別外国人労働者数(滋賀労働局)

各年10月末時点

事業所数	対前年増減比 (%)	外国人労働者数		対前年増減比 (%)
		男性	女性	
令和3年	6.8	20,881	9,174	4.3
令和4年	5.1	23,096	10,051	10.6
令和5年	6.8	24,791	10,719	7.3

事業所数

産業別	事業所総数	対前年増減比 (%)		
		令和5年	令和4年	
建設業	2,752	44.7	2,576	6.8
製造業	286	17	239	19.7
情報通信業	985	163	949	3.8
運輸業、郵便業	19	7	20	▲ 5.0
運輸業、郵便業	95	10	95	0.0
卸売業、小売業	355	10	336	5.7
宿泊業、飲食サービス業	251	7	221	13.6
教育、学習支援業	44	4	44	0.0
医療、福祉	177	9	153	15.7
サービス業(他に分類されないもの)	319	183	311	2.6
その他	221	37	208	6.3
30人未満	1,472	227	1,366	7.8
30～99人	593	130	559	6.1
100～499人	341	64	342	▲ 0.3
500人以上	94	14	95	▲ 1.1
不明	252	12	214	17.8

注1：各年10月末時点。

注2：「派遣・請負」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所の数を示す。

注3：産業分類は、日本標準産業分類(平成25年10月改定)に対応している。

外国人労働者数

在留資格別	外国人労働者総数	対前年増減比 (%)		
		令和5年	令和4年	
専門的・技術的分野の在留資格	24,791	10,274	23,096	7.3
うち技術・人文知識・国際業務	6,060	2,186	4,823	18.18
うち特定技能	3,722	1,871	3,302	15.93
うち特定技能	1,571	226	823	12.7
特定活動	527	160	565	90.9
技能実習	5,268	504	4,333	▲ 6.7
資格外活動	1,218	295	1,061	▲ 17.9
うち留学	735	145	614	13.8
身分に基づく在留資格	11,718	7,129	12,314	19.9
うち永住者	5,499	2,886	5,718	16.0
うち日本人の配偶者等	1,683	977	1,819	▲ 4.8
うち永住者の配偶者等	233	154	241	▲ 3.8
うち定住者	4,303	3,112	4,536	▲ 7.5
不明	0	0	0	▲ 5.1
ベトナム	7,031	2,455	5,940	▲ 7.0
中国(香港、マカオを含む)	2,436	472	2,460	▲ 1.0
フィリピン	2,565	997	2,390	▲ 2.3
ネパール	434	101	359	7.3
ブラジル	6,957	4,802	7,449	▲ 4.1
インドネシア	1,636	109	1,053	▲ 8.7
韓国	288	52	275	▲ 3.7
ミャンマー	448	122	355	4.7
タイ	294	20	167	26.2
ペルー	1,067	651	1,138	▲ 9.1
G7等	429	99	407	▲ 6.2
うちアメリカ	252	68	235	▲ 10.3
うちイギリス	41	8	39	5.4
その他	1,206	394	1,103	7.2

注1：各年10月末時点。

注2：「派遣・請負」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている外国人労働者数を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「旅行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注4：在留資格「技能実習」へ移行しても、雇職を伴わずに、同一の事業主に引き続き雇用される場合には、外国人雇用状況届出の届出が義務付けられていないことに留意が必要。

注5：在留資格「特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注6：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。



〔別表3〕 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（滋賀労働局）

令和5年10月末時点

（単位：所、人）

事業所労働者数	事業所数		構成比 (注4)	外国人労働者数		構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数	
	うち派遣・ 請負事業所 [比率] (注1)			うち派遣・ 請負事業所 [比率] (注2)			うち派遣・請負 事業所(注3)	
全事業所規模計	2,752	447 [16.2%]	100.0%	24,791	10,274 [41.4%]	100.0%	9.0	23.0
30人未満	1,472	227 [15.4%]	53.5%	7,631	3,331 [43.7%]	30.8%	5.2	14.7
30～99人	593	130 [21.9%]	21.5%	6,615	3,301 [49.9%]	26.7%	11.2	25.4
100～499人	341	64 [18.8%]	12.4%	7,892	3,091 [39.2%]	31.8%	23.1	48.3
500人以上	94	14 [14.9%]	3.4%	1,731	197 [11.4%]	7.0%	18.4	14.1
不明	252	12 [4.8%]	9.2%	922	354 [38.4%]	3.7%	3.7	29.5

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該事業所規模の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数（全事業所規模計）及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表4] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（滋賀労働局）

令和5年10月末時点

（単位：人）

	全在留 資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の 在留資格 (注2)		②特定活動 (注3)		③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格				⑥不明	
		計	うち技術・人文 知識・国際業務	うち特定技能	計		うち留学	計	うち永住者	うち日本人の 配偶者等	うち永住者の 配偶者等	うち定住者		
全国籍計	24,791	6,060 (24.4%)	3,722 (15.0%)	1,571 (6.3%)	527 (2.1%)	5,268 (21.2%)	1,218 (4.9%)	735 (3.0%)	11,718 (47.3%)	5,499 (22.2%)	1,683 (6.8%)	233 (0.9%)	4,303 (17.4%)	0 (0.0%)
ベトナム	7,031 [28.4%]	3,767 (53.6%)	2,849 (40.5%)	833 (11.8%)	190 (2.7%)	2,540 (36.1%)	423 (6.0%)	99 (1.4%)	111 (1.6%)	54 (0.8%)	36 (0.5%)	4 (0.1%)	17 (0.2%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	2,436 [9.8%]	625 (25.7%)	376 (15.4%)	109 (4.5%)	41 (1.7%)	641 (26.3%)	274 (11.2%)	235 (9.6%)	855 (35.1%)	591 (24.3%)	183 (7.5%)	36 (1.5%)	45 (1.8%)	0 (0.0%)
フィリピン	2,565 [10.3%]	290 (11.3%)	68 (2.7%)	175 (6.8%)	63 (2.5%)	403 (15.7%)	41 (1.6%)	31 (1.2%)	1,768 (68.9%)	936 (36.5%)	275 (10.7%)	58 (2.3%)	499 (19.5%)	0 (0.0%)
ネパール	434 [1.8%]	175 (40.3%)	112 (25.8%)	40 (9.2%)	11 (2.5%)	17 (3.9%)	208 (47.9%)	136 (31.3%)	23 (5.3%)	14 (3.2%)	2 (0.5%)	3 (0.7%)	4 (0.9%)	0 (0.0%)
ブラジル	6,957 [28.1%]	19 (0.3%)	5 (0.1%)	0 (0.0%)	2 (0.0%)	5 (0.1%)	3 (0.0%)	1 (0.0%)	6,928 (99.6%)	2,852 (41.0%)	889 (12.8%)	86 (1.2%)	3,101 (44.6%)	0 (0.0%)
インドネシア	1,636 [6.6%]	328 (20.0%)	35 (2.1%)	260 (15.9%)	62 (3.8%)	1,168 (71.4%)	28 (1.7%)	24 (1.5%)	50 (3.1%)	28 (1.7%)	18 (1.1%)	1 (0.1%)	3 (0.2%)	0 (0.0%)
韓国	288 [1.2%]	80 (27.8%)	65 (22.6%)	1 (0.3%)	4 (1.4%)	0 (0.0%)	35 (12.2%)	31 (10.8%)	169 (58.7%)	124 (43.1%)	34 (11.8%)	1 (0.3%)	10 (3.5%)	0 (0.0%)
ミャンマー	448 [1.8%]	68 (15.2%)	21 (4.7%)	45 (10.0%)	127 (28.3%)	187 (41.7%)	50 (11.2%)	46 (10.3%)	16 (3.6%)	3 (0.7%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	11 (2.5%)	0 (0.0%)
タイ	294 [1.2%]	137 (46.6%)	8 (2.7%)	100 (34.0%)	3 (1.0%)	105 (35.7%)	3 (1.0%)	3 (1.0%)	46 (15.6%)	19 (6.5%)	21 (7.1%)	1 (0.3%)	5 (1.7%)	0 (0.0%)
ペルー	1,067 [4.3%]	1 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1,066 (99.9%)	574 (53.8%)	63 (5.9%)	30 (2.8%)	399 (37.4%)	0 (0.0%)
G7等 (注4)	429 [1.7%]	278 (64.8%)	63 (14.7%)	0 (0.0%)	3 (0.7%)	2 (0.5%)	8 (1.9%)	7 (1.6%)	138 (32.2%)	71 (16.6%)	58 (13.5%)	1 (0.2%)	8 (1.9%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	252 [1.0%]	189 (75.0%)	32 (12.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	3 (1.2%)	2 (0.8%)	60 (23.8%)	27 (10.7%)	26 (10.3%)	1 (0.4%)	6 (2.4%)	0 (0.0%)
うちイギリス	41 [0.2%]	24 (58.5%)	7 (17.1%)	0 (0.0%)	1 (2.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (39.0%)	8 (19.5%)	8 (19.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	1,206 [4.9%]	292 (24.2%)	120 (10.0%)	8 (0.7%)	21 (1.7%)	200 (16.6%)	145 (12.0%)	122 (10.1%)	548 (45.4%)	233 (19.3%)	103 (8.5%)	11 (0.9%)	201 (16.7%)	0 (0.0%)

注1：〔 〕内は、外国人労働者総数（全国籍計）に対する当該国籍の外国人労働者数の割合を示す。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「看護」、「農林」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事従事者、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人雇調師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表5] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（滋賀労働局）

令和5年10月末時点

(単位：人)

	特定産業 分野(注) 計	介護	ビルクリー ニング	素形材・産 業機械・電 気電子情報 関連製造業	建設	造船・ 船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食品 製造業	外食業
総数	1,571	176	19	657	42	14	9	0	3	14	0	599	38

注： 特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）において定められた12分野をいう。